

2020年4月1日
責任投資推進部

投資先企業(国内上場株式)に対する議決権行使基準の改正

- 第一生命保険は、投資先企業(国内上場株式)に関する議決権行使基準について、一部改正を行います。今回公表の主な改正項目は以下のとおりです。
 - ◆ 企業の ESG 取組を促すため、継続的な対話にもかかわらず ESG 課題への取組進捗が見られない企業については代表取締役の再任に反対する(2020年4月適用)
 - ◆ 企業の収益性・資本効率の向上を促進するため、ROE の最低要求水準を引き上げる(5期連続 3%未満⇒5期連続 5%未満)とともに、水準に達しない場合に経営責任を求める対象を拡大し、代表取締役だけでなく該当期間在任の取締役全員の再任に反対する(2021年4月適用)
 - ◆ 経営監督機能の強化を促すため、全上場企業に独立社外取締役を最低2名以上選任することを求めるとともに(2022年4月適用)、取締役総数の 1/3 以上を選任することが望ましい旨、行使基準の基本的な考え方へ明記
 - ◆ 買収防衛策や上場子会社などガバナンス上の課題を有する企業については、より透明性・客観性のある体制整備を促す趣旨から、独立社外取締役が「1/3 以上かつ 2 名以上」でない場合には反対とする基準を設定(2022年4月適用)するとともに、できるだけ早期に「過半数」を選任することが望ましい旨、行使基準の基本的な考え方へ明記
 - ◆ 重大な不祥事が発生した企業について、責任の明確化を一層求める観点から、代表取締役および監査役等の再任に原則として反対する(2020年4月適用)

なお、対話を通じて当社の考え方をお伝えし、企業に取組を促していくことが重要であるとの考えのもと、議決権行使基準の改正内容に応じて適用時期を決定しております。

※詳細については以下の当社ホームページをご参照下さい(標題をクリック)

[議決権行使基準の改正内容](#)

[議決権行使基準\(本文:2020年4月1日改正\)](#)